

S H S R から脱毛症患者の会への講師派遣の要件

S H S R からの患者団体への講師派遣の目的と意義：

現在、本邦には脱毛症患者の会がいくつかあるが、情報収集は患者自らが手探りで行っているのが現状である。また、それら患者の会の財政的基盤は決して強固ではない。S H S R は本邦での脱毛疾患の研究や診療をリードしていく立場にある。そのため本研究会が、その財政能力の許す範囲で、適切な指導者を講師として患者団体主催の講演会に派遣することは、社会貢献として有意義である。

- 1) S H S R は患者団体からの講師派遣の依頼を受け、しかるべき手続きの上、患者団体が主催する講演会に講師を派遣し、講演料と旅費を負担する。
- 2) ホームページ上で年に2回、患者団体に向けて講師派遣の募集を行う。その際、講演の時期を6カ月後から1年以内とする。
- 3) 初回の応募では、各団体は、希望する期日と講演内容に加え、団体の前年度の活動実績と会計収支をS H S R事務局に提出する。2回目以降は過去の依頼を踏まえた上で希望する期日と講演内容について申請する。各団体は年1（～2？）回まで申請可とする。
- 4) 代表世話人は、世話人会のメンバーと協議の上（メール、F A Xも可）、各団体の申請を承認する。
- 5) 講演料と旅費の設定はS H S R事務局が行うが、最終的に世話人会の承認を得る（メール、F A Xも可）。講演料と旅費はS H S Rから講演者に直接支払われる。